

令和6年度 第1回総合教育会議

# 敦賀市のいじめの現状と対策

学校教育課

公開用

# はじめに

## いじめの定義

### いじめ防止対策推進法第2条 (以下、「法」という。)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が**心身の苦痛を感じているもの。**」とする。

# 敦賀市の現状

## 本市の発生事案より

令和4年2～3月頃、対象生徒より被害の申し出があったことに端を発し、  
令和4年9月以降、欠席が続きやがて不登校となった事案について、  
令和5年3月、学校から教育委員会に「不登校重大事態」の報告がある。

⋮

令和5年10月30日、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会に、  
「事実関係の確認」、「関係者の対応についての検証」、「再発防止に関する提言」の3つを諮問し、  
翌年11月11日、調査結果の報告を受けた。

⋮

敦賀市教育委員会は全ての小中学校において「いじめの未然防止」、「早期発見」、  
「適切且つ迅速な対処」が行われるよう、再発防止策を策定した。

# 敦賀市のいじめ対策について

## 児童生徒

### 1. 精神的ケアの実施

- 児童生徒の状況に応じた精神的ケアの実施
- 家族が相談可能な窓口の提供

### 2. 学習権の保障

- 児童生徒の状況に応じた学習体制の整備

## 教育委員会

### 1. 専門職・外部有識者との連携の援助

- 学校と外部有識者との連携支援

### 2. 研修・いじめ予防授業の実施の援助

- 教職員の指導力向上を目的とする研修の実施

### 3. いじめを行った児童生徒への対応

- いじめを行った児童生徒に対する個別措置を検討

## 学 校

### 1. 学級風土・学校風土を整えること

- 「学校いじめ防止基本方針」の周知
- 「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」の推進
- 全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の推進

### 2. 相談しやすい窓口の設置と周知

- 相談先の情報提供
- 児童生徒の心の状態を把握するための工夫

### 3. いじめ対応の組織化

- 「学校いじめ防止基本方針」の恒常的見直し
- いじめの早期発見と即時対応
- 組織対応力の強化

### 4. 専門職・外部有識者との連携

- 「いじめ対策委員会」及び「いじめ対応サポート班」の実効性向上

### 5. 研修・いじめ予防授業の定期的実施

- 教職員の指導力向上を目的とする研修の実施

### 6. いじめを行った児童生徒への対応

- いじめを行った児童生徒に対する個別指導・支援
- 法第23条に基づく措置の実施、状況に応じて法第25条の適用や法第26条の要請を検討

# 敦賀市のいじめ対策について ~関係機関との連携強化、迅速な対応に向けた体制整備

設置  
済み

法第28条に基づく「教育委員会による第三者委員会」

今後  
予定

**いじめ対策条例を令和7年6月議会に上程**

法第14条に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」、  
法第30条に基づく「市長部局による再調査委員会」を含む。

## 14条に基づく 「いじめ問題対策連絡協議会」

第14条  
地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

## 28条に基づく 「教育委員会による第三者委員会」

第28条  
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 30条2項に基づく 「市長部局による再調査委員会」

第30条  
2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。